

区内アーティスト派遣事業実施要綱

平成24年4月1日

24ACC発第1-3号

事務局長決定

令和5年3月13日一部改正

令和7年4月1日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（以下「ACC」という。）が、区内で活動するアーティストに活動の場を提供し、区内アーティストを通じて、広く地域の芸術文化の活性化を図ることを目的とする。

(派遣対象)

第2条 派遣対象は、荒川区内の施設とする。ただし、理事長が認めた場合は、この限りではない。なお、派遣に際しACCは出演謝礼の一部または全部を負担金として、荒川区内の施設で事業等を実施する団体（者）（以下、「実施団体（者）」という。）に交付する。

(申請)

第3条 派遣を希望する実施団体（者）は、派遣申請書（第1号様式）によりACC理事長に申請する。

(派遣候補者の調整)

第4条 ACC理事長は、実施団体（者）が派遣候補者について希望のある場合は希望する派遣候補者の了承のもと、希望のない場合は派遣候補者を選定し、選定した派遣候補者の了承のもと、実施団体（者）に連絡先を伝える。なお、派遣候補者は原則として、ACCアーティストバンク登録者とする。

(派遣の決定)

第5条 派遣に係る出演料等の必要事項について、実施団体（者）と派遣候補者の協議により決定したときは、実施団体（者）は派遣概要書及び負担金交付申請書（第2号様式）によりACC理事長に通知する。ACCは内容を審査の上、派遣を決定するときは派遣及び負担金交付決定通知書（第3号様式）にて、実施団体（者）に通知する。

2 ACC理事長は、派遣が困難なときは、派遣不決定通知書（第4号様式）にて、実施団体（者）に通知する。

(アーティストの職務)

第6条 派遣されたアーティストは、前条の実施団体（者）との協議により決定した事項に基づき、所定の場所において、公演する。

(アーティストの派遣に係る負担金)

第7条 アーティスト1人につき1派遣10,000円とし、支出の上限を50,000円とする。ただし、出演謝礼が10,000円を満たさない場合は、実際に支出した金額を負担する。

(実績報告)

第8条 実施団体(者)は、派遣されたアーティストによる公演が終了した後、派遣実績報告書及び負担金請求書(第6号様式)をACC理事長に提出する。

(負担金の交付)

第9条 ACCは前条の事業報告書及び負担金請求書を審査の上、負担金額を確定し実施団体(者)に負担金を交付する。

(派遣期間)

第10条 決定の日から当該年度内とする。

(派遣回数)

第11条 特段回数に制限はない。

(決定の取消し)

第12条 ACC理事長は、実施団体(者)が次の各号のいずれかに該当した場合は、負担金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により負担金の交付を受けたとき。
- (2) 負担金等を他の用途に使用したとき。
- (3) アーティストの派遣を受けなかったとき。
- (4) その他負担金の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第9条の規定による負担金の額の確定後にも適用があるものとする。

(責任の所在)

第13条 この事業により派遣されたアーティストの活動に伴い発生した事故・トラブルについては、財団は責任を負わないものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めのないものについては、ACC理事長が決定する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。